

現代フランスの農民と政治

津 守 英 夫

は し が き

本篇は、すべしフランス政治学会の共同研究になる「Les paysans et la politique, dans la France contemporaine, sous la direction de Jacques Favet et Henri Mendras, 1958」(現代フランスの農民と政治)に依拠した。

本書は、序論と第一部「農民社会の政治代表」、第二部「農業組織」、第三部「宗教問題」、第四部「モノグラフィ」をもつて構成され、全体で二二による論文、ノート、資料、モノグラフィが収録されている。

本書が対象としている時期は、大体一九五六年頃までである。

《ノート》 現代フランスの農民と政治

従つて、その後、ド・ゴール政権が成立し、フランスの農業問題が政治的に重大化すると共に、いわゆる農業基本法をめぐる動きが表面化する直前の段階までである。

本書の直接的な関心は、アルジェリア問題を争点とした一九五六年一月二日選挙における農民の政治的意識に置かれているが、単にこれのみに止るものではなく、この分析を中心として、「現代フランスの農民と政治」をめぐる広汎な問題領域にわたつて、政治学的に研究されているものである。

しかし、本書の全体的内容は、理論的研究というよりは、現状把握に力点がおかれている。おそらく、農民の政治意識と行動に関する政治学的研究は、フランスにおいてもまだ緒に付いたばかりであつて、特にそのメカニズムの解明には、方法的に解決すべき多くの問題が残されており、差し当つては先ず、事実認識の段階にあるということであろう。その意味では、明らかに全体が資料的な性格のものといつてよい。

私自身に關していえば、この本を専ら、フランスの農業問題の所在とその実情の理解を目的として読んだ。その場合、終止念頭にあったのは、ド・ゴールと農民、フランス農業基本法と農民の問題であつた。しかし、非力にしていまだ、これらの問題に關して充分に理解しうる段階に至っていない。

このような私の個人的事情と同時に、従来あまりフランス農

業問題の実情が一般に紹介されていない現状を考慮して、本書の序論、第一部、第二部の中の主要部分を要約紹介し、最後に若干自分の考察をつけ加えて、このノートとした。内容は、

(一) フランスの諸政党と農民との関係

付(1) 一九五六年一月二日選挙に現れた農民の政治傾向

(2) 国民議会の構成に占める農村

(二) フランス農民社会と政治

(三) 農業組織の政治との関係

である。前半は、一九五六年一月二日選挙に現れた農民の投票傾向、後半は、フランスの農民の政治化現象の農民社会、農民組織との関連における考察である。

みられる通り、宗教問題は全く省略した。しかし、フランスの今日の農業・農村にとって、宗教問題が重要でないということではない。かつて、フランスの農村と教会は、全体社会の形態と構造に骨組をあたえる地位を占めていたが、今日においては、宗教社会は、長い間自己の基盤であった農村社会と共に、いわば「限界社会」となり、同じような状況に直面している。ここから、教会と農村を新たに結合させる状況と作用が存在し、政治面でも微妙な相互作用が生まれているのである。従って、宗教問題は、今日のフランス農業問題に無視し得ない社会的政治的影響を及ぼしている要因であるが、ここでは単に問題の指

摘にのみ止めておく。

(一) フランスの諸政党と農民との関係

フランスは、周知の如く小党分裂の国であり、れっきとした政党の他に、さまざまな傾向の政党が存在している。しかも、これらの全政党政派が、今日、農民に対する農民のための政策を有するものと自負し、農民に呼びかけ、自己の顧客として獲得することに力を注いでいる。ここでは、本書の第一部に拠って、フランスの主要政党と農民との関係の特徴を要約紹介することにする。

△共産党▽(P・C)

フランス共産党は、ジュール・ゲード、ポール・ラファルグらによって、フランス労働党として創立され、一八九二年の大会で最初の農業綱領を採択してから、いわゆる小農の性格規定をめぐる理論的・実践的蓄積を行ないつつ、つねに一貫した立場を歴史的に保持してきている。それは同党の基本的スローガンである「土地を耕作する者へ」(「la terre à ceux qui la travaillent」)、レーニンの言葉でいえば「土地を農民へ」という基本的原則が一貫して堅持されていることに象徴される。今日のフランス共産党の農業綱領の内容は、左の通りである。

(1) 定期小作人 (fermier) と分益小作人 (métayer) によ

る被耕作地を含め、すべての（不在的、資本家的、寄生的）大地主の土地（耕作地と未墾地）、並びに土地に附属する農具、不動産物件の無償没収。

(2) 中小の農民的土地所有に対する土地の使用権と相続権の保証。

(3) 没収地と没収財産の、小フェルミエ、小メテニエ、農業労働者及び不十分な耕作地しか所有していない零細自作農に対する再分配。

(4) 改革終了後、土地を耕作者に保証し、資本家と投機業者の再入手を阻止するための土地売買禁止。

(5) 農業生産の発展と農村生活改善のための国家的援助。

(6) あらゆる形態の農業協同化に対する全般的、並びに財政的援助。この中には生産協同組合も含まれる。この生産協同組合は、耕作農民の自由な同意にもとづいて発展せしめ、社会主義的近代農業への道を開く。

以上の綱領の原則に立脚しつつ、当面の行動の方向は、先ず第一に、農業労働者の利益と要求を優先的に擁護し、次に農業プロレタリアートに最も近い階層、すなわち小農を擁護し、これらの利益と矛盾しない限りで、他の諸階層の利益を擁護するということにおかれている。

農業労働者の具体的要求は、工業労働者との差別法の廃止、

最低賃銀制、社会保障制度の確立、またフェルミエとメテニエに関しては、一九四六年の小作法の完全実施、小作料の軽減、小麦の格差価格 (prix différentiel) 等である。

フランス共産党の農村に対する影響力の侵透は、選挙活動の他に農民新聞「ラ・テール」(La Terre) と農村細胞の活動を通じて行なわれている。

「ラ・テール」は、発行部数三〇万、固定読者約一五万、フランスで発行されている全農民新聞の中でも最大のものである。クロード・ユズラッチイは、P・Cの戦後の諸特徴を次の如く述べている。

① 解放後、農民大衆の大量入党が進み、これを基礎に農村細胞の建設は、飛躍的發展をみたが、一九四七年頃から、地域差はあるが減少の傾向を辿り、当時の農村細胞の半数以上は、今日、事実上、消滅している。

② 「土地を農民へ」という基本スローガンと、生産の共同化、土地の集団化との関連が農民に理解され難く、特に生産の共同化を農民の自由な同意にもとづいて発展させるという点が農民に不安の眼をもつてみられている。

③ こうした困難にもかかわらず、P・Cは農業労働者のほかに、多くの県、特に貧困地方で、かなりの数の小農と家族経営者を支持者として獲得している。しかし、フランス農業が今

日当面する諸困難の異なる犠牲者である農業労働者と農業経営者が、共に共產党綱領に関心を抱くに至っても、実際には、同党の農民社会に対する政治的影響の地域的定着化は、きわめて困難な仕事である。

《社会党》(SFIO)

社会党の主要な選挙地盤は、農村コミューヌ(人口二〇〇〇以下のコミューヌ)にある。

・フランスでは、人口二〇〇〇以下のコミューヌを農村コミューヌ(commune rural)・人口二〇〇〇以上を都市コミューヌ(commune urbain)に分類している。

一九五二年のある調査によれば、農村コミューヌの票は、全得票数の四二%を占めている。但し、「農民政党」ではないことは、得票の八%が農業者、党員の七・四%が農業者にすぎないことでわかる。社会党は、農民の間にP・Cの如き党の独自組織を持っていない。中央に所在する農業中央委員会が、農業統同盟(CGA)や協同組合(コオパティフ)の中の党員活動家と連絡し、宛て農業政策の立案と宣伝に当たっている。宣伝の武器は、月刊誌「農民の力」(Forces paysannes)と、日刊紙「人民日曜」(le Populaire-dimanche)の一頁を割かれた農業面である。このような組織的弱点を有するにもかかわらず、SFIOは、フランス農業の近代化政策に重要な影響をあたえている。

まず、社会党の農業政策の基礎にある考え方であるが、一九五四年五月号の《農民の力》は、「SFIOの農業政策の中心は中小経営であり、その擁護が政策的基礎である。」と述べている。但し、見逃がしてならないのは、その一種の経済合理主義である。すなわち、近代化の諸条件をもち、収益性の上る見込みのある経営に対して援助を集中し、見込みのないものには無駄な援助はせず、むしろ仕事を保証して農業を止めようという考え方をしていることである。

賃労働を雇傭する資本主義的大経営に関しても、その経営者が自ら土地労働に従事する限り反対はしていない。従って社会党の農業政策の中心は、まさに土地の労働手段としての擁護、換言すれば耕作権の擁護とその確立にあるということが出来る。これを実現するための具体的政策の方向は、次の三つに要約される。

- (1) 定期小作フニビレシユと分益小作メテュイヤージュの擁護。これは、ジャン・ジエレスに始る創立以来のSFIOの一貫した政策として、歴史的な努力が続けられてきている。第四共和制下の重要な農業法律の一つとして、一九四六年に集大成された「小作法」(le Statut de fermage)の成立に至るまでの社会党の尽力は大きい。事実、社会党は同法を「自分のもの」(leur chose)と自認している。
- (2) 資本家的経営への転化の阻止。具体的には、耕作を目的

としない土地の入手と集中に反対することである。これは、最近の「家族農業経営保護法」案に、もつともよく体现されている。この法案の構想の骨子は、第一に、各県毎に「家族農業経営委員会」(Commission de l'exploitation familiale agricole)の承認に基づき、県知事は自然条件(土壌性質、耕作内容)に応じて、三年毎に家族経営にとつての適正規模を定め、土地の売却と分割、並びに適正規模以上の土地の入手を禁止する。第二に、土地会社(une société foncière)を創設し、入手希望者のない土地と農場、並びに放棄地と未懇地の買収を行ない同時に土地の集団化(regroupement)を実施する権限をあたえるというものである。

(3) 市場の組織化。これは、耕作権確立の前提条件である所得保証、価格変動からの保護という必要から必然化する方向である。戦前は、一九三六年のレオン・ブルム内閣による小麦局(Office du blé)創設、戦後は、農業災害保証基金、販売価格保証基金、生産規制センター、安定化資金、等々の諸提案に具現化されている。また、市場の組織化は当然農業協同組合の平行的発展を必要とする。社会党は、協同組合の組織形態を家族経営の延長と考え、その活動方法の多面化を保証するものと考えている。農業協同組合法は、戦後一九四四年九月から一九四七年十月まで、農林大臣の地位にあり、戦後の農政史に重要な

役割を果たした社会党のタンギイ・ブリジマンの推進によって、一九四五年十月、制定された。社会党の活動局面は、決して以上尽きるわけではないが、その農業政策の特徴と関連して見落すことのできない点は、社会党を中心とする左翼が提案、又は実施した改革が、最後には右翼の承認するところとなり、大農保護に利用されていること、並びに政策内容が経済的諸問題に移行し、その比重が大きくなっていることである。

「急進派」(Les Radicaux)

戦前、「地方フランスの血肉」といわれた急進派は、地方のプチブルジョア階級と一部の農民層に支持され、一九四〇年頃まで、フランスの政治生活に支配的役割を果たした。急進派のフランス農民に対する考え方は、一九三四年のナント大会の文書に表現されている。

「農民の美德。国民の範たるべき家族像とその美德を保持してきているのは農民である。今日、農業を保護するものは、余りにも高価であるという理由で、或る人々に拒否されている。この経済的側面で問題を考へるならば、むしろ当然である。しかし、農民の国民に対する人間的奉仕は、国民にとって不可欠のかけがえのないものである。それ故、国民はその代償を支払わねばならない。

「急進派」。家族経営の純粋な優越性が発揮されるのは、社

会的次元においてである。

それは、個人の教育を支え、責任感を養い、独立心を育くむ。歴史は、家族農業が健全にして自由なる生活と、人間の観察力、反省力、忍耐、節度の涵養を保証するものであることを教えている。この社会的、国民的、人類的価値こそは、経済的価値を侵凌するものである。一

共和国の力、国民の安定力としてのフランス農民に対する深い執着は、戦前の地位を失った戦後も一貫して強調されており、急進派の一般的政治宣伝の中で、この思想はつねに重要な役割を果している。

他方、戦前における急進派の組織的特徴は次の点にあった。もともと、急進社会党に属する人々は、高級官僚、県知事、市町村長、県会議員、郡会議員、元老院議員の如く地方の政治行政に重要な地位と影響力をもっていたが、この外に特に、ガンベッタによって反動的農民大衆を第三共和制に包摂するために創設された農務省を掌握し、また、産業組合、協同組合、信用金庫といった技術職能組織を牛耳っていた点である。つまり、農務省と農業諸団体が、農村に対する政治的侵透の拠点であったことである。解放後は、この戦前の二本の組織的支柱を中道派とMRP（人民共和派）の進出に押されて実質的に失うに至っている。

戦前の一九三〇年代、急進派が農務省に強固な足場を築いていた時期に、クィーユとその後継者を中心に農業政策が実施されたが、この一連の諸政策の本質は、国内市場の保護とその組織化を基軸とする保守的政策にあり、国際競争の圧力と、革命的政策に敵意を感じた当時の農民の要求と期待に応じたものである。

なお、戦後において、急進派がどの程度、農民色を有するかという、アラン・グルドンの興味ある分析が引用されている。

第一、二表がそれである。急進社会党に属する五、一〇四名の市町村長の社会職業別階層は、第一表から推測すれば、その六六％は「農民」、あるいは農村在住者ということが出来る。また、一九五二年のIFOP（フランス世論研究所）の世論調査である第二表に示めされる二八％の急進社会党支持の経営耕作者（cultivateurs exploitants）のうち、実に五六名は市町村長の地位にある。戦前に関し、これと比較しうる資料はないが、今日の急進社会党が、市町村長、県会議員といった地方の名士、顔役自身の党となり、次第に農民大衆との直接的結合を失ないつつ、戦前の「たこのできた手」（mains calleuses）から「白い手」（mains blanches）への転化を暗示するものであろう。

なお、急進派は、一九五六年一月二日選挙以来、分裂し、複

数の急進主義 (des radicalismes) が存在している。一つは、クイーユを中心とする伝統的急進派、他はエドガー・フォールのRGR (人民左派連合)、もう一つは、例のマンデス・フランスの率いる革新的急進派である。

マンデス・フランスは、一九五五年一月、国会に行動綱領 (le programme d'action) を提示し、そのなかで、選挙後三カ月以内に、フランス農業全国会議 (assises nationales de l'Agriculture française) を開き、生産計画の樹立と農産物の輸出を目的とする投資と組織化の実行計画の構想を示したが、伝統的な小家族経営の擁護ということほど農民の関心を惹かなかつた。

第1表 急進社会党の市町村町長の社会職業別分類

社 会 職 業 別	人 数
自作農及び農業者	2,600
フェルミエとメティエ	219
農業労働者	17
職人	251
小商人	314
事業主	424
医 者	96
教 師	113
上級・中級公務員	83

本書 (les paysans et la politique) の中の“radicalisme et paysans”より作成。

第2表 1952年のIFOPの世論調査
急進社会党支持者の中の社会職業別割合

社 会 職 業 別	
経営耕作者	28%
金利生活者・隠棲者	19
商人	10
労働者	9
公務員	8
産業家	4
被雇者	1
イソンの他	1
その他	20

本書 (les paysans et la politique) の中の“radicalisme et paysans”より作成。

△MRP (人民共和派)

MRP は、一九四四年一月二五日に創立され、共産党、社会党とならんで、解放後の三大「レジスタン党」の一つとして、戦後の政権の座に着いた。十九世紀において、宗教的伝統に忠実で、しかも共和主義的であった県では、キリスト教民主主義が、農民にとって社会的変革と人間解放の意志の表現であったが、MRP はこれに似た役割を今日の農村で果している。

MRP は、農業者に都市労働者と同じ自由を、また農業組合の運営とその責任を農民自身にあたえることを要求する。この要求は、耕作の専門化、耕作手段の再分配、農村整備の改善、土地の再集団化、動力化、農村住居の再建整備等を通じて、農業・農村を近代社会の中に同化しようという要求をともなっている。

MRP の政治活動の特徴は、農業と農村の近代化の細かい技

術的諸問題に配慮しつつ、これを政治目的に利用している点である。その農業政策の特徴は、フランス農業の拡大政策と価格保証政策にある。

一九四七年、MRPのフリムランが農業大臣のポストに着くが、フリムランは、マーシャル援助に基く近代化設備資金の中で、農業が基礎産業として、石炭、鉄鋼、運輸部門と同等に取り扱われるようにはかり、この結果、農業設備投資に対する財政的援助は大幅に増額された。特に、フリムランはまだパンのチケット制が布かれていた時期の一九四九年三月、一般の驚きをよそに、ワシントン協定において、フランスが小麦輸出国たることを申入れ、フランスの農業生産物に対する市場の確保と組織化に指導性を発揮した。フリムランの考え方は、一九四八年三月のMRPツールーズ大会における演説に示されている「わが国の農業の第一の目的は、国内需要の充足である。しかし、わが国の農業は、かかる狭い枠をのりこえて、国際市場への進出に真剣に取り組まなければならない。」

「原料とエネルギー源において、わが国に勝る富裕工業国の競争に直面するフランス経済が、永続的均衡を保持するための条件は、フランス農業が、多大の輸出能力をもつに至ることである。」

一九五六年一月二日の総選挙の結果、MRPの全体の議席数

は減少したが、農業者議員の数は二名増加し、特に年令の若返り化が目された。そして、この現象がMRPの農業政策に新しい色彩を加えるに至る。ブルターニュ、アルザスの如き中小経営地方を出身地とする彼らは、社会問題を第一義的に重視し、家族経営の擁護とその人間的価値の尊重を強調する。こうした影響をうけて、MRPは農村共同体の協力と共同を支持し、経営構造の改革の必要性を承認し、一九五六年の大会では、家族経営法の採択を要求するに至った。但し、「同法は、いかなる場合にも見込みのない経営に対する人為的保護を実施するものであってはならない。と同時に、また、普及活動、装備の合理化、生産物流通、市場の組織化の諸領域において、農業の要求を無視してはならない。」とされている。

MRPは、地域組織の外に、生活環境或いは職業に基く組織を援助している。すなわち、専問家、農村、労働者、青年、婦人等の「ユルポラチヴ」(corporative)と呼ばれる各階層別組織であり、夫々の階層の独自の問題の把握に一役買っている。その中でも、農村グループが、MRPの組織の中で重要な役割を果たしていることはいまでもない。MRPの党員構成をみると、大経営者、農業労働者、農村職人の占める比率は低く、中小経営者が多い。MRP議員の年令の若返り化として注目される若い農業議員の特徴は、いずれも、自らが進んだ農業技術の

体得者であり、自己の経営をもち、いわば、農業者のアバンギャルドであることである。

M R P は、もともと急進派と異り、農村に影響力をもつ地方の名士や顔役を掌握していない。しかし、最近、多くのコミューヌではキリスト教農業青年運動や、農村家族更生運動によって教育された三〇代の青年層が、農業組合の指導部に進出すると共に、地方議会にも入っていったおり、こうした青年の多くは、今日、M R P に属している。

農民の中の若い世代のこのような動きは、かれらの有する農業技術の成果と、社会的・集团的活動を通じて今後、M R P の農村影響力を増大させるであらう。また、この動きは、経済的社会的条件に対する家族経営の適応という枠内での進歩的要求を反映しており、M R P と農民の関係の一つの特徴といえることができる。

《中道派——^{モデレ}農民派と独立農民派》(les modérés-Paysans et Indépendants-Paysans)

これは、農民を代表しようとする中道派の中の二つの政治的集団である。農民派は、ポール・アンティエ (Paul Antier) によって、一九四五年七月に結成された。一九三〇年頃に創立されたフランス農業農民党 (le Parti agricole et paysan français) の旗を戦後再び掲げたものである。この派の運動の

特徴は次の点にある。

(一) 農民社会は、職能組織と組合組織のみでは、その正当な要求を達成することはできない。要求実現のためには、政治的支柱として、議会における政治的足場が必要である。

(二) 孤立化している農民は、自己の利益を、それほど正当でもなく、それほど尊重すべきでもない他の諸階層の利益のために、しばしば犠牲にされている。この犠牲をまぬかれるには、フランスの土に生きる人々のあらゆる自由な活動を共同戦線のもとに統一することが必要である。

この背景には、現在の農民は、一つの腕(＝組合)しか持っておらず、政治における正当な地位の獲得によって、もう一つの腕(＝政党)を持たなければならないという現状認識と、既にこの二つの腕を有する労働者階級に対する対抗意識が存在している。

ポール・アンティエのグループは、一九四五年以来、選挙の度毎に次第にその議員数を増やし、遂に十八人に達する。一九四九年、議会内に「独立共和派と農民派の連合」グループが結成され、一九五一年六月選挙には、四七名の議員を当選させ、有力な政治的勢力として登場するに至る。

その後、一九五一年十一月、この連合勢力は分裂するが、五年六月には農民派のポール・アンティエと、独立派のカミィ

ーユ・ロランの間で合意となり、再連合が実現する。

農民派と独立農民派とは、家族経営擁護、本国と海外所領との生産均衡、経営設備の近代化、農務省の自律化、農業所得の保証等々の諸要求に関して、区別される必要はない。しかし、この両派は、連携しつつも、ラニエル内閣の農業政策や、バリケード戦術に関する態度をめぐって対立がみられる。この対立が生まれる背景には、あくまで農民^{ペザン}自体に依拠して農村の中間諸階級を結集しようという農民派の思想と、農民外の勢力に他力本願的に結合しようという独立農民派の思想のズレがあるようである。

一九五六年一月二日選挙で、この二つのグループは、二、三の例外はあるが連合リストで選挙にのぞみ、九八名の議員を当選させた。内訳は、独立農民派八四名、農民派一四名である。しかし、八四名の独立農民派の中、一応、農民に傾ずると思われる者は、僅かに一六名にすぎない。議員職業登録カードによれば、農業者 (agriculteurs) と登録されている者三名、農業経営者三名、農業地主二名、耕作者 (cultivateur) 一名、ぶどう栽培自作農一名、森林経営者一名、園芸者一名である。農民派は、一四名中八名で、比率としては高い。内訳は農業者五名、農業経営者二名、経営耕作者一名である。また、支持票の地理的分布に関して、農業県が特に高いということはないといふこ

とが示されている。残念ながら、支持票の階層別分布は示されていない。

× × × × × ×

なお、一九五六年一月二日選挙で、大量的に進出し、衆目を集めたのがいわゆるプジャード運動である。

農民は、単に職業組織や政党によって代表されているのではない。また、組合活動と投票のみが、自己の意志の表現手段ではない。

一九〇七年の南部^{ミディ}のぶどう栽培農民の一揆から、一九五六年のラ・パントコート^{ラ・パントコート}のバリケード闘争に至るフランス農民運動史は、労働者階級のみが知っていた大衆的実力行動を、農民が自己の運動形態として採用したことによって特徴づけられる。形態は、ぶどう放火といった単純なものであっても、農民の怒りを直接、闘争に組織し、都市と農村の対立によって形成されたイデオロギーを、反議会主義 (anti-parlementarisme) の方向に向けたものである。

こうした観点から、戦前のドルジュール運動と、戦後のプジャード運動に着目し、その歴史的な流れを追跡したのが、J M ロワエ「ドルジュールからプジャードへ」であり、きわめて興味深いものであるが、ここでは以上の指摘をするに止める。

第3表 選挙に関する世論調査（1952年2月3日実施） IFOP（フランス世論研究所）

政 党 政 派	農 業 者		全 体
	耕作者	農業労働者	
共 産 党 (P.C.)	5	8	13
社 会 党 (S.F.I.O.)	8	6	14
共和左派連合 (R.G.R.)	28	4	32
人民共和派 (M.R.P.)	18	2	20
中 道 派	31	2	33
フランス国民連合(R.P.F.)	16	3	19

- (注) (1) この数字の意味は、例えば、共産党であれば、投票者100人のうち、5人が耕作者という意味であって、100人の耕作者中、5人が共産党投票者という意味ではない。
- (2) このアンケートに反映されているのは、1951年6月17日の選挙である。
- (3) Jacques Fauvet, "le monde paysan et la politique"より引用紹介。

付(1) 一九五六年一月二日選挙を中心とした農民の政治的傾向

まず、ジャック・フォヴエ、Jクラッツマンの論文の中に示されている第三、四、五、六表によって、農民の投票に現われた政治的傾向を概観する。これらの票を分析した両氏の結論を総合すると、次のとおりである。

① 共産党については、同党に対する農民（農業経営者と農業労働者）の投票比率は、表四と五の推計方法の相異にかかわ

らず、殆んど同一である。しかし、その内訳は、第三表の世論調査によって、農業経営者よりも農業労働者の支持率が高い。

② MRP（人民共和派）、中道派については、大した差異は（第四表と第五表の間に）みられない。又社会党に関して、ほぼ同様であるといつてよからう。特にMRPと中道派について注目すべき点は、全国平均得票率よりも、農民の間での得票率が高いことである。

第4表 1952年の世論調査と1951年の選挙結果による農民票の内訳

政 党 政 党	農業労働者を除いた場合		農業労働者を入れた場合		農民票を含む各党の全投票数に占める割合 %
	票 数	%	票 数	%	
共 産 党 (P.C.)	250	8.2	650	17	26.2
社 会 党 (S.F.I.O.)	216	7.5	378	11	14.4
共和左派連合 (R.G.R.)	532	18	608	16	9.8
人民共和派 (M.R.P.)	414	14	460	12	12.3
中 道 派	806	20	858	22	13.5
フランス国民連合(R.P.F.)	656	22	779	28	21.5

(注) Jacques Fauvet, "le monde paysan et la politique"より引用紹介。

第5表 1954年の人口統計と、1956年の選挙の結果による農民票

政 党 政 派	各党の得票数に占める農民票 %	各党の得票数に占める全投票数の割合 %
共 産 党	17.5	26
社 会 党	14	15.5
急進社会党と共和左派連合	11.5	13
人 民 共 和 派	12.5	11
中 道 派 と 社 会 共 和 派	24	19.5
U. D. C. A.	16.5	12.5

(注) J. Klatzmann の方法による推計。

農業者 (agriculteurs) が少なくとも、70%のカント
ン600に於ける票数を集計したもの。

全体社会との関連でみれば、いわゆる農民社会は、政治的には保守であり、左翼と右翼への分割の割合は、大凡そ全体社会の場合の逆になっていることがわかる。しかし、一般的には保守であっても、少なくとも、社会的と共産党の支持票が、農業労働者を入れた場合は三〇%、入れない場合には一五%存在する

③ 急進派とRGR（共和左派連合）は、第四表から第五表において著しい後退を示している。④ 以上は、フランスにおける主要な政治的潮流に関する農民の支持傾向であるが、これを第六表によって

第6表 1956年の選挙における農民票の各党分布

	各党の得票数に占める農業者 (agriculteurs) の票の占める割合 (%)	各党の全投票数に占める得票比率 (%)
共 産 党	17.5	26
社 会 党	14	15.5
独 立 左 派	2.5	2
急 進 社 会 党	9	10.5
内 訖 共 和 戦 線	8	9.5
中 央 右 派	1	1
共 和 左 派 連 合	2.5	2.5
人 民 共 和 派	12.5	11
中 道 派	20.5	4
社 会 共 和 派	3.5	15.5
U. D. C. A.	14.5	11.5
極 右	2	1
そ の 他	1.5	0.5

(注) J. Klatzmann の推計によるもの。

ことを見逃すべきではない。⑤ さらに、第六表によって共産党と中道派を除外して考えた場合には、農民においてもその投票傾向は、他の社会諸階層

の場合とそれほど相異していないといつてよい。

しかしながら、以上の趨勢は、大量観察に基づく平均値であつて、現実には地域的差異が著しい。例えば、きわめて大ざっぱにみても、共產党に対する農民票は、中部、南部に多く、北部、西部、東部では少ない。また、共產党に限らず、地域を県、カントン、アロンドイスマン、コミューヌという工合に限定してゆくと、当然のことながら、いずれも全国的平均値との相異が現われ、その間に一様性は存在しない。

このことは、農民の政治的態度決定のメカニズムを解明する上で、いかなる地域を対象とするべきか、或いはそもそも農民社会の地域的実体とは何かという本質的問題であるが、これは後にジャック・フォヴェ、アンリ・マンデュラの論文によってみることにする。

付(2) 国民議会の構成に占める農村

(2)に関しては、(1)のようなまとまつた表が示されていない。

先ず、農業出身の立候補者をみると、一九五六年一月二日選挙における全立候補者五、三六三名中、約一、〇〇〇名がこれに該当する。比率にして約二〇％である。

この中、約五〇名は獣医、農学専門家、農業技術者、約二〇名は農業労働者であり、農業労働者の全部は、共產党から立候補している。また、議会（衆議院）における農業出身議員の比

重についてみると、第三共和制初期の一八八九年において

は、五七六名 of 全議員中、大地主一三一名、中農一〇名、獣医三名、農学者一名であり、これに約三〇名の地主兼事業家、地主兼弁護士を加えると、全体の約三〇％に相当した。その後、一九一〇年には、五九七名 of 全議員中、大地主五二名、富農三二名、ぶどう栽培中農六名、獣医二名であつて、全体の一八％を占める。さらにその後の一九二四―一九四〇年には、農業出身議員は平均七〇―九〇名であり、全体との比率にして、一一―一三％の水準にあつた。

戦後に関しては、解放後一時減少するが、一九四六年七二名、一九五一年七五名、一九五六年六七名で、平均一二―一三％である。

これを参考のために国際的に比較してみると、

イタリア（四％）、イギリス（五％）、アメリカ（八％）、ベルギー（四％）、オランダ（六％）、スウェーデン（一一％）

であつて、この割合の高さは、必ずしも当該国の第一次産業の占める地位、或いは政治制度との関連を示していないが、いずれにしても、フランスは相対的に高い水準にあるといふことはきる。

また、必ずしもフランスに限らず、ヨーロッパに共通の現象でもあるが、議会における「農村」の歴史的变化の傾向にみら

れる特徴は、次の二点である。

第一に、農業出身議員の全体に占める比重は、第三共和制の初めから終りにかけて漸減したこと、第二に、漸減傾向の中で、土地所有を代表する地主的勢力と、富農、中農との交代が進んだことである。

(二) フランス農民社会と政治

ジャック・フォヴェとアンリ・マンデッラの二つの論文が、ここでの紹介の中心である。ジャック・フォヴェの「農民社会と政治」(Jacques Favet; le monde paysan et la politique)は、フランス農業と農民社会の構造、並びにその歴史的發展を視野に入れて、「現代フランスの農民と政治」をめぐる政治学的諸問題とその特徴を総合的に考察した唯一のものである。

まず、フォヴェは「農村社会」(le monde rural)と、その中の地域集団である「農民社会」(le monde paysan)との不同性を指摘したのちに、フランスの「農民社会」の特徴としての差異性^{ディフェレンス}(diversité)を政治との関連で考察する。

もともと、フランス農業の自然的、社会的、経済的環境は変化に富んでいるが、政治との関連では、差異性は単にその地域的、形態的差異として理解するだけでは不十分である。例えば、普通、フランスは小経営国 (pays de petite exploitation)

と云われている。事実、約二四七万経営の半数以上は五ha以下の経営である。しかし、これらの経営に属する全耕作面積は、全体の僅かに一六・三%である。これに反し、約十萬五千の経営が五〇ha以上の耕作地を有し、これは全体の二九・八%に当る。また、これに二〇〜五〇ha層の約三八万経営を加えると、両者の耕作面積は全体の六一・八%に当る。従って、経営の絶対数からいえば、小経営的構造が支配的といってもよいが、その相対的な経済的、社会的重要度からすれば、まさに中経営・大経営の国なのである。

また、経営規模にも、当然のことであるが、経営の種類による差異がある。例えば、次の如き経営では、家族が生計を維持するために必要な最小規模は、

花樹、ぶどう経営……1〜5 ha
蔬菜、果樹経営……5〜10 ha
穀作中心の多角的経営 (polyculture)……25〜30 ha

とされている。この場合、注意すべき点は、1〜5 ha経営でも蔬菜、園芸、ぶどう等の経営では高度に専門化されており、その収益性も高いということである。このことは或る意味では当然であるが、まず、農民の物質的生活諸条件、従ってまた農民の社会的政治意識は、土地の大きさ、或いは経営規模に一義的に照応させて把えることはできないということを示している。

この差異性は、単に地方的分化としてみられるのみでなく、県、アロンディスマン、カントン、村の段階毎に対照的に存在している。

一般的には、この差異性は、村落社会と外的諸環境との歴史的接触・交流による「農民社会」の変質の結果である。そしてまた今日、フランスの農民社会は、革命的といわないまでも、フォヴエが次のように性格づける変動を新たに経験しつつある。
“「フランス農業が現在経験している危機は、偶発的、景気変動的なものではなく、機能的、構造的なものである。一つの経済の型から他の経済の型への過渡期における適応上の危機である。」”

家族的自給経済から市場経済への転換・適応とともに、農民は「生産を生活^{ヴイ}としてではなく交換として」意識し、「資本家的」精神に目覚めるようになる。しかも、技術的・経済的進化的影響は、そのテンポが早まれば早まるほど、法的、心理的变化に媒介され、政治的影響として発現するに至るのである。

ジャック・フォヴエは、政治との関連で第二次世界大戦後の顕著な影響として把握すべき現象として機械化 (la mécanisation) をあげ、同時にこれと関連する三つの今後の動向に着目している。

第一は、農民の減少、工業の地域分散、農村手工業の衰退の

Ⅱ ノートⅡ 現代フランスの農民と政治

結果、農村に居住し都市で働く人々 (hommes vivant à la campagne et travaillant à la ville) づまり日々移動する人々 (migrants quotidiens) の増加である。この人々は、今世紀初頭、中部農村地方で、季節的出稼労働者や移動労働者が果たしたのと同じ政治的機能を担っているものである。

第二は、一九四六年に制定された小作法 (la statut de fermage) の影響である。同法によって小作契約の保護措置が具体化されると共に、分益小作の定期小作への転化が進み、分益小作の減少がみられたが、同法がフェルミエの政治的意識と行動にいかなる作用を及ぼしたかという問題は、将来の重要な研究課題である。

第三は、いわゆる青年の動向である。青年は進歩の犠牲者（経営数が減少し、その結果働き口が少なくなる）であると同時に、進歩の渴望者でもある。（経営者としての生活、職業に對してそれ程、暗い見通しをもっていない。）

青年は過去の殻に閉じ込められることを拒否し、外的世界と将来に目を向けている。こうした青年に特徴的な動きは、今日のアクション・カトリック (l'Action catholique) に或る程度体现されている。農業と農村の再生力である青年が、その社会的、道徳的、政治的な自己表現の形態を自ら見出すであろうことは殆んど疑いない。しかし、その方向は、いまだ確定しうる段階

にない。

以上のいわば変化要因とともに、不変要因の作用を無視するべきでない。孤立 (Isolément)、個人主義 (Individualisme)、不信任感 (méfiance) である。特に農民の個人主義は、小農的構造の伝統的地方に最も根強く存在する。他方、この地方は物質的生活環境からすれば、社会主義的影響力のもっとも浸透し易いところでもある。従って、ここでは社会生活的意識と政治的態度との間に、明白な矛盾が存在する。だが、新しい觀念に対する不信と、古い宗教的・政治的觀念への執着は、決してフランスの農民に新しい形態での自己表現を禁ずるものではない。これは、共産主義がフランス革命の後継者として、しばしば意識されることによっても明らかである。

フランス農民の政治化 (la politisation) は、まさにフランス「農民社会」の差異性そのものに基礎づけられており、これに対応して、政治化そのものにまた差異性が存在するということができる。これが労働者階級と異り、農民の全体、或いはその一部さえも真に代表する政党が存在し得ない原因であり、また農民があらゆる政党政治運動の顧客となる客観的基礎である。さらにはまた、フランスの農民の政治的行動を説明する諸要素の比重と、その諸関係の正確な評価とを困難ならしめているのである。

ここで、フォヴェは、フランスの農民の政治的行動に本質的影響を及ぼしていると考えられる経済的諸要素と宗教的諸要素との関連から、仮説的性格のものと前置しつつ、更めて、フランスの農民の政治的諸傾向の一般的考察を試みている。

経営規模、土地所有の形態とその歴史性、出生率、生産種類、経営様式といったすべての要因が、現実には農民の社会的、経済的条件に対して、従ってまたその政治的意識と行動に対してならぬかの影響をあたえていることは否定できない。しかし、先にも、フランスの経営構造の特徴に関連して、経営規模と土地所有の大きさが、農民の政治意識を一義的に説明するものではないということを指摘しているが、ここでは更に「牧草貴族」(aristocratie herbacée) に就いての事例をあげて、生産の種類に関して同様な指摘を行っている。肉とバター農業所得に占める比率は、一九三九年に夫々二一%、一一%、一九五五年二九%、一七%であるが、この期間にこの二つの生産への集中化と専門化による経営構造の完全な変化が進行し、これを基礎に政治的に注目すべきこの新しい階層が形成されたとし、生産の種類はこれに生活の依存が単一化し高度化する程度に応じて、一定の政治的影響をもたらす要因となると述べている。

また、経営様式は、多くの場合、決定的な要素のように思われる。きわめて一般的にいえば、小作経営の支配的地域はより

保守的であり、自作経営 (faire-valoir direct) の支配的地域は、より、左翼的である。

小作経営の支配的地域に関しては、アンドレ・シーグフリードの完全な分析があるが、その内部における次の様な差異を無視するべきではない。貴族、名士といった地主の地域に対する社会的・政治的影響は、在村するか否か、在村しても農民社会と一体化しているか否かで変化がある。また、フェルミエでも、数人の地主から借りた大領地を経営する場合には、その経営力によってその地域を逆に支配することになる。

自作経営の支配的地域は、ロワール河の南側の中部、南西部、南東部であり、政治的には左翼の地域であつて、歴史的には、山嶽^{モナーク}党、共和派、急進主義、社会主義、次いで共產主義が浸透した。この小農、中農の政治的傾向に関しては、次の二つの説明が考えられる。一つは、社会的観点からの説明である。すなわち、小土地所有の平等的構造とその伝統は、民主的、革命的傾向の浸透を容易化するというものである。自己の労働手段を所有し、自己の生産物を占有する小農民は、形態的には資本家的であるが、資本家としての社会的政治的意識を持っていない。

また数世代にわたつて、社会的、或いは宗教的従属を経験したことのない場合には、経済的諸条件の変化の態様によつては、

極、左にすら走ることを遮ざる何ものも存在せず、左翼の進出に有利な民主的伝統が存続しているというものである。

もう一つは、経済的観点からの説明である。自作小農の経営面積は一般に小作農のそれよりは小さい。自作小農は、拡大はいうまでもなく、その更新維持さえも困難な土地資本を所有し、その所有の故に土地に緊縛された「農村の忘れられたプロレタリアート」であり、灰色の階層であるというものである。

小農の政治的方向を規定する影響を観察する場合には、いずれにしても、その過去における状態、特に大土地所有との関係、及びその生活程度、また大経営地方では、農業労働者と大経営者の相方からの影響を考慮しなければならない。

最後に、中農に関してであるが、この層は経済的には大経営より収益性が高く、従つてまた小農よりも危機に対する抵抗力は強い。政治的には、左翼と右翼の均衡を特徴とする。

以上の経済的諸要素からする影響と共に、フランス農村社会の政治的要素として無視できないのは、宗教的影響である。フランス農業と農村は長い間、教会の愛娘であつた。もちろん、今日、往時の勢力はないとしても、教会は一定の政治的影響力を有することに変わりはない。

最後に、フォヴェは、結論的に、「現代フランスの農民と政治」の一般的特徴を次のように述べている。

工業的發展過程にあるすべての国は、農業人口の減少と、農業所得の相対的低下をかつて経験し、また今日、経験しつつある。これは、なにかの主義の結果ではなく、一つの事実である。ブレーキをかけることはできても、決して逆転させ得ないこの衰退傾向には、もちろん、一定の限界が存在するであろう。だが、今日なお、フランスは、この限界点に到達していない。従って、この限界点に達するまでは、農民社会は変動を続けるであろう。この変動に対する適応は、フランス農業と農民社会の差異性を知るならば、決して同一の問題を提起するものではない。

フランス農民社会の政治化、分化対立、及び現実の無秩序は、農業者と職能組織との共通の信念に反して、農業と非農業との関係というよりは、むしろ、農業内部自体の経済的、地域的対立、さらには農民自身の相対立する利害の反映というべきである。

x x x x x

農民の政治的態度が決定される主要な場は、おそらく、村落社会 (la société villageoise) の段階においてであろう。従って、態度形成のメカニズムの解明には、村落社会の構造的研究所、その類型化の作業がきわめて重要なものとなる。

農村社会学の立場から、この問題を扱ったのが、アンリ・マ

ンデウラのノートである。

先ず、フランス農民社会の差異性に対応して、類型化の基準が、きわめて複雑にして困難な問題となる。所得、農業労働人口密度、家族経営といった各種の指標にもとづく類型化の貴重な仕事は、Jクラッツマンによって、精力的に試みられているが、しかし、完全な類型化に必要なあらゆる基礎資料が、いまだ整備されているとはいえない現状では、今後の研究の発展に待つほかはない。その場合の重要な方向は、次の如き点であろう。

一般に、フランスでは、北部—東部の工業フランス (la France industrialisée) と、南部—西部の農業フランス (la France agricole) を地域的に対比させているが、この対比には、農村コミュニティの居住様式の対比が照応していることである。従って、この二つの地域での居住様式の相異に基く社会生活の形態、並びにそれが個人にあたえる影響に関する比較研究は、重要な課題である。

また、経営様式の研究は、農村社会の類型化に重要な役割を果たすものである。中央山岳地帯の小農民的自作経営、南部—西部の分益経営、ブルターニュの小作経営の対比は、一見して明瞭である。

しかし、ブルターニュのフェルミエの様に大地主から二〇ha

を借りて経営している場合と、パリ盆地のフェルミエの様に、約二〇人の小地主から夫々一〇〜二〇haを借りて、二〇〇〜三〇〇haを経営している場合とでは、同じ小作経営であっても、そこになんの共通性も存在しない。また、家族的自作農といっても、自家労働力のみで経営するオート・ロワールのそれと、十人位の常雇を入れて、高度に機械化された経営を管理しているパリ盆地のそれとを同一視することは無理である。

従って、小作経営の場合には、地主と経営者の間の社会諸関係の形態的研究を基礎として、その上で、地域的分布の確定をすることが重要となる。自作農に就いては、増加型と減少型の決定が重要である。そしてまた同時に、農民社会における伝統的階層構造の有無とその存在程度を研究しなければならない。

特に、農民の政治的態度との関連で重要なことは、農民が全体社会の内部で、生産者としてまた市民^{イノヴァン}として、自己をいかに規定しているかという問題である。これは政治的態度決定に対する具体的影響としては、村落社会内部の上層階層の性格と関連する。

歴史的には、フランスの多くの地方に於いて、第三共和制の成立以来、従来の「貴族」(nobles)に代って、村落社会の指導的地位に「ブルジョア的名士」(notables bourgeois)が進出したが、今日の特徴は、この「ブルジョア的名士」に代って、

大農業者^{グロサグリュキルサール} (gros agriculteurs) が登場しつつあることである*。

* これは、フランス革命以来の農業の発展と土地所有の変化に対応した村落社会内部の社会的勢力の変遷と交代を示唆する興味ある問題であるが、残念ながら、マンデゥラによつては、この三つの階層、特に大農業者の経済的、社会的範疇は明確でない。

政治的には、貴族すなわち「田舎貴紳」(hoberaux)は、王政主義者^{モナウグスト}であり、教会(司祭)と結合していた。また、ブルジョアは、共和制に対する自己の前衛^{バウワート}として、急進主義者を持っていた。今日の大農業者は、共産党の場合も、またMRP、プジャージストの場合もあり、必ずしもその政治的傾向は一定していない。

また、実際には、他の発展型も存在する。「貴族」の不在型、「貴族」から大農業者への直接的移行型、「貴族」、或いはブルジョアの現状維持型である。

最後に、アンリ・マンデゥラは村落社会の一般的政治傾向に関連して、三つの理想型を試論的に示している。

(a) 「正統的な」村 (le village «bien-pensants»)

「田舎貴紳」と司祭を全体社会に対する自己のスポークスマン、自己の当然の保護者として考え、諸組織(役場、学校、組

合)はこれらの階層の掌中にある。従ってこうした村落での対立的傾向は、必然的に反宗門的であり、多くは急進派的である。

(b) 反宗門的、共和的な村 (le village laïc et républicain)

ここでは、経済的格差が存在するとは言いつまでもないが、各成員はむしろ社会的に平等感を抱いており、また事実上無力化された教会は、もはや政治的問題を惹起しうる地位にはない。政治的活動は家族、個人的人物、或いは地方的対立をめぐる展開され、政治上の一般的シンボルは、あまり意味を持っていない。

(c) 「大耕作」の村 (le village de grand culture)

ここでは、大経営者(地主又はフェルミエ)が、農業、コレタリアートと対立している。

以上の類型の他にも、これと異なる型や、中間型の存在するとは言いつまでもないし、また、特に農村社会に対する外的諸作りの影響を無視するべきではないであろう。

(三) 農業諸組織の政治との結合の特徴

フランス農村社会の差異性と、今日の資本主義社会内部における農民の矛盾せる諸状況は、農業諸組織の膨大化を生んだ原因の一端をなすものであるが、ここでは、アンリ・マンデッラの

「農業組織」(Henri Mendras; "les organisations agricoles")を中心に紹介する。フランスにおける農業組織の歴史的發展は、第三共和制の誕生と共に起った地主(châtelains)と急進社会党の代表との対立抗争によって、長い間、彩られてきた。

先ず、一八七二年、ティエール大統領によって、フランス農業者協会 (la Société des Agriculteurs de France) が認可されたが、この協会は、当時の篤農的地主や、大地主や、ジッキークラブ (Jockey club) 員によって作られていた。ジッキークラブというのは、夏、自己の所領地で体験した農業上の諸問題を、冬、パリで交換し合い、議論するクラブであった。そして、この協会に属する何人かの人々が、農民生活を擁護するための地方・地域組合(サジカ)の創設を試みたのである。この組合は、地主と経営者と賃労働者の混合組合であって、家族問題から社会経済生活に及ぶすべての問題に関する活動を一つに結合した多面的性格のものであった。つまり、協同組合、共済組合、信用金庫の三つの機能を同時に兼ねる「事業組合」(Syndicats-boutiques)であったのである。

こうした組織化の動きが「共和国は、農民をもちや、田舎貴紳や、大地主の犠牲としてはならない」と自称する「共和主義者」を刺激したことは当然である。ガンベッタの肝入りで、こ

れに対抗する農業奨励国民協会 (La Société nationale d'Encouragement à l'Agriculture) が、一八八〇年に直ちに創設された。この組織に拠る人々の目的は、農村と農民を共和制に包摂し、特に教会の影響から引き難すことであつたが、前者の運動に対抗して、協同組合、共済組合、信用金庫の組織化を押し進めた。今日でも尚、組合運動がむしろ右翼的であり、協同組合運動が左翼的であるのは、以上の如き歴史的由来によるものといつてよい。

第一次世界大戦は、組織の統一機運を促す契機となるが、農業組合全国連盟 (La Confédération nationale des Associations agricoles) は短命に終つた。一九三〇年の農業危機の結果、フランス農業者協会に属するいくつかの協同組合は、経営困難に陥入り、遂に翌三一年、農業信用中央金庫 (La Caisse centrale de Crédit agricole) は倒産する。一方、同じ時期に、急進派は農務省を掌中に収め、フランス農業者協会と農業奨励国民協会の抗争は、後者の勝利に帰することになる。

一九三〇年の危機後、新しい組合運動が生まれる。しかし、この運動はもはや、大地主のリードする運動ではない。農業学校、特にカトリック系の学校教育をうけた大経営者の世代によつて推進されたものであつた。彼らは、田舎貴紳の世代との明確な一線を画して、農業組合全国連合 (Union nationale des

Syndicats agricoles) を別に結成した。この組合運動の特徴は、権利要求の活動にあつた。この当時の闘士と常任活動家が、ヴィシー政府下の全国農民組合 (La Corporation paysanne) を経て、今日のフランスの有力な農業経営者組織であるFNSEA (全国農業経営者組合連合) の指導者となっていることは注目される。

ドイツに対する降服後、ヴィシー政府の下で、農民の単一組織として、全国農民組合が結成され、史上始めて農民の全国的統一が実現されたが、実際にはこの統一は「右翼」の統一であつた。この全国農民組合の解散は、社会党の農林大臣であつたタンギイ・ブリジャンの手で実施され、同時に農民統一の新しい組織の中心として、農業総同盟 (CGA) が確立されることになる。社会党は、この組織を通じて、農村への影響力の浸透を企図したが、事志と異り、CGAは、一九五三年、實質上、農民の単一代表組織としての性格を失ひ、CGA傘下の一経営者組織であつたFNSEAが、農業の代表者としての実力と地位をもつようになる。

以上のような歴史的発展の中で、注目すべき新しい要素が次第に形成されてくる。

一七は、「農業会議所」(Chambre d'Agriculture)である。この組織は、農業問題に関する行政機関への諮問を仕事とする

公共機関であるが、その公共性、中立性は外見のみであって、実際には右翼と協調的である。

他は、二つの大戦の間に発展した特殊組合 (associations spécialisées) である。小麦、てん菜、ぶどう酒、亜麻の生産者の経済利益の擁護を目的とするものである。この種の組合は、組合財政を組合費に依拠せず、税金の控除金とか、国家と取引のある場合にはその販売収入の一部で財政をまかなっている。今日、約三〇の組合が存在するが、これらの組合は、真正正銘の農業圧力団体であり、「協同委員会」(Commission de Coordination) によって相互に連携し、また FNSEA と緊密に結合している。

農業組織と政治の関係には、一般的に次の三つの傾向が考えられる。

- ① 政治からの独立を維持する。
 - ② 職能諸組織を政治目的に利用する。
 - ③ 政治を職能諸組織の目的に利用する。
- いうまでもなく、重要なのは②と③である。②はかつての急進派に典型的にみられた。すなわち、代議士、県会議員、市町村長の他に、組合、協同組合、信用金庫を自己の政治的足場として、その影響力拡大の拠点とした。

③は、国家の中に、職能組織の目的と活動のための政治的組

織的足場を形成しようといういわゆる「アクション・シイヴィック」(市民運動) に体现されている。この運動の基礎にはフランスが必要とする農業政策、しかも長期的農業政策の確立のためには、政治的安定が必要であるという考え方が横わっている。

農業組織は、このような政治的圧力を自己の目的実現のための手段とする他に、ストライキと道路封鎖 (Carrage de route) の二つの戦術を有する。ストライキは、生乳生産協同組合のような大連合組織による出荷拒否闘争であるが、直接、生産者とは関係がない。生産者自身が好んで用いるのは、例の道路封鎖による示威戦術である。

今日、農業組織は、こうした様々の手段を使用して、いかなる目的を実現しようとしているのか。マンデウラは以下のように述べている。すべての組織に一致していえることは、「農業に対して、国の中で当然占めるべき地位をあたえよう」としていることであり、まず第一は、家族小経営の擁護と、農外流出の阻止ということである。しかし、農業諸組織の考えている対策は、一般に消極的である。なぜならば、より積極的な対策は、総合的でなければならぬし、従つてまた漠然としており、つねに金がかかるからである。

中心的要求は、明らかに価格支持にある。このための前提条

件は、輸出促進、輸入禁止による「市場拡大」であり、農産物の生産と低減のための農用工業製品価格の引下げである。さらに、小経営のための近代化設備資金の貸付、農業技術の普及、若い世代に対する職業教育の要求である。一言にしていえば、今日の農業諸組織の代表的地位にあるF.N.S.E.Aの要求は、長期的展望と政策に基くものというよりは、「遅れた経営に対する援助政策と応急処置」という性格をもっている。

その根底には、過剰生産と価格急落にに対する農村の危機感が強く意識されている。

しかし、こうした綱領的一致と奇妙に対照的なのは、現実の諸組織にある対立である。

今日、フランス農業を、共通の利害を有する同質的ブロックとして語ることは明らかな欺瞞である。フランスの農業組織の発展史が如実に証明する如く「農民階級の統一」(l'Unité de la Paysannerie)は、一個の神話にすぎない。

異なる生産部門の対立があるし、また同一生産部門内でも、地域的差異や、生産諸条件の不等性が存在する。生産諸条件の不等は、小経営の存続を可能ならしめる水準の小麦価格が政治的に定められれば、パリ盆地の大経営者は差額地代を獲得することができる。

従って、大経営は小経営をむしろ可能な限り、時代遅れな状

態に維持しておくことに露骨な利益を持っている。

こうした諸情勢の下では、全道徳の要諦、農村生活の美徳とたたわれる家族小経営の擁護と離村問題に関する論議は、必ずしも公平無私な立場からのものとはいえない。従って、青年に對して非農業部門の仕事を保障し、雇傭の機会をあたえようとする運動は、むしろ、よりリアリスチックのようである。しかし、自己の同僚が没落してゆく様を目の当りにみ、ましてやその離村の容易化を計るなどは、まさに残酷にも等しいことであろう。

こうした対立と矛盾が、フランスにおける今日の農民の政治的状况の特徴である。

なお、このマンデウラの論文を補足するものとして、農務省C.G.A、アルコール特殊組合、農業新聞、農業の普及と教育組織といった個別の問題に関するノートが収録されている。また、今日代表的農業組織であるF.N.S.E.A(全国農業経営者組合連合)に関する報告がないのは、きわめて、残念である。

× × × × ×

最後に、私自身が本書から学んだ若干の問題意識を整理しておきたい。いうまでもなく、論証も、実証的裏付けもない、私の今後の研究上の単なる手引にすぎないものである。

先ず、第一は、フォヴェやマンデウラがフランス農村社会の

一般的表象としてあげている差異性（diversité）ということに關連する問題である。

この表象の具体的内容については、先に紹介した二人の論文に示されている通りであり、今日のフランス農業・農村・農民の全体を特徴づける一般性を表象するものと理解されうる。

逆説的にいえば、元來差異的（diverse）なるべき諸現象の一般的特徴を殊更に差異性として概念せざるを得ないそのことが、まさに今日のフランス農業・農村・農民の複雑な現実を雄弁に物語るものであらう。

しかしまた他方では、農業・農村・農民の差異性の発現は、程度とテンポの差はあれ、農業の近代化、農村の都市化、農民の分化分解の進展に必然的に伴う一般的現象であると考えられる。従って、フランスの特徴とされる差異性は、フランスの自然的・風土的諸環境との交錯におけるフランス農業内部の社会的・経済的、技術的發展段階の性格を具現するものとして、換言すれば空間と時間との統一として把握するべきであらう。

そこで、問題となるのは、まさに何がフランスの差異性であるのか、或いは何がフランスに差異性を現象せしめているのかという点である。

このことは、多分に靜態的に平面的に概念されている（と思われ、）差異性を構造的に把握することであり、或いは歴史的

に再構成することであらう。

このための先づ第一の基礎は、いうまでもなくフランス農業の生産構造（生産關係と生産力）の差異性をいかにとらえるかということである。この点は、むしろ今後の私の主要な課題であるが、差し当っては、先のフオヴエの指摘がきわめて示唆的のように思われる。

すなわち、フランスは、絶対数からみれば小経営国といえるが、相對的には中経営・大経営の国であるという指摘である。

もちろん、フオヴエの相對的という意味は、政治との關連における社会的・經濟的勢力ということであらう。また、大・中・小という区分も、耕作面積による経営規模の区分であって、生産部門別の経営資本の大きさを基準とすれば、フオヴエの区分がどこまで妥当性をもつかは疑問である。

しかし、いずれにしても、今日のフランス農業内部に重大かつ明白な不均衡が存在することを示すものである。

同じく、ジャック・フオヴエが、現代のフランスの農業問題は、農業と非農業の対立というよりは、むしろ農業内部の対立の問題であると指摘しているのは、農業・非農業間の不均衡が農業内部の不均衡とオーバー・ラップして現象している今日のフランスの特殊性を示すものである。差異性との關連で、問題となるのは、この農業内部の不均衡は、構造的な格差として

より具体的には農業内部における近代的部門と非近代的部門の二重構造として把握されるのではないかということである。この点は、今後の課題であり、その可否は暫く措くとしても、今日のフランス農業の現実を正しく反映させるためには、二重構造的な視角が特に重要のように思われる。

フランスの農業は、十八世紀後半来、歴史的にも資本主義農業部門と家族農業部門との併存をもって特徴づけられるが、今日の二つの構造部分をこれと照応的に把握のみでは正しくない。近代的部門には、企業的な近代的家族農業が現実には有力な地位を占め、主体的に存在しているのである。この点は、資本主義的農業の存在と共に、わが国との段階的相異として重要なことのように思われる。いずれにしても、今後、この二つの構造部分の経営の実態と具体的な生産諸条件、及び、その相互関係を明らかにすることが必要である。

いうまでもなくこの二重構造（といえたとすれば）の明白な顕在化は、第二次世界大戦後の「近代化計画」を基軸とするフランスの経済成長の結果であらう。しかし、この農業内部における二重構造的分化を真にフランスの特質として把握するためには、いかなる歴史的諸条件に規定されて形成されてきたかという、その展開過程を明らかにしなければならない。

この二重構造の原型は、おそらく遠くフランス革命期までさ

か上り得るとしても、より具体的な歴史的起点としては、十九世紀後半におけるフランス資本主義の帝国主義段階への移行に伴う農業危機に求められるのではないかと思われる。この農業危機は、地主的危機であり、これを契機として農業内部における資本の役割が増大化する転機である。従って、これを起点とするその後の歴史的発展過程が、二重構造化の潜在的進行過程と考えられる。この場合、特に重要と思われるのは、この間の農業技術の発展と結合した経営主体の形成であらう。

第二は、いわゆるフランスの農業基本法に關連する問題である。フランスの農業基本法は、周知の如く、一九六〇年七月に成立したものであるが、その成立過程は、一九六〇年二月のミアン集会を頂点とする農民示威運動と、基本法の提案と審議をめぐる政府、両院並びに農業団体の激しい対立抗争に特徴づけられている*。

* この間の詳細は『のびゆく農業』九九号、一〇〇号等の解説を参照されたい。また、農業基本法の根幹をなす「農業の方向づけに關する法律」は、同一一〇〇号の付録に詳細な紹介がある。

この成立過程を複雑化せしめた背景には、一九五八年末、ド・ゴール政権によって、経済健全化措置の一環として廃止された農産物価格指数化方式の農業一般にあたえた深刻な衝撃と不

満が存在していたということはない。一連の農民デモに共通したスローガンの一つが、この廃止された「指数化方式」の復活であったことをみてもわかる。

しかし、より根本的な点は、EECの具体的な発展が現実の日程に上っている段階で、しかも、農業内部における二重構造の分化が顕在化した段階でこれが提起されたということである。

戦後の「近代化計画」による経済成長によって、経済的適応力を主体化した近代的部門の関心と利害は、価格問題と市場問題であつて、いわゆる構造問題に直接の関心はないものといつてよい。

一方、非近代的部門は、もちろん、価格問題、市場問題に共通の関心を有するとしても、この部門の中の上昇的部分、特に農業の若い世代に代表される経営主体の要求は、いかに経営規模を拡大化し、自己の経営を近代化するかという構造問題に重大な関心が向かざるを得ない。

フランスの農業基本法の悩みは、この農業内部における明白化した二つの差異性を、フランス農業という名の下に、いかに調整するかということにあつたといつてよい。

フランス政府の基本線は、非近代的部分の中の上昇する層を、近代的構造部分に引き上げ、EEC内部におけるフランス農業

の近代的構造部分の全体としての強化と充実に重点が置かれていようである。経営規模の拡大、自立可能なものとそうでないものの区分、自立可能なものの優先という方向が明確にうち出されていることが、このことを裏付けるものであろう。